「申請に対する処分」基準等公開票(条例又は規則)

許認可等の名称	特別利用の許可等
根拠条例等・条項	堺市博物館条例第4条
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課
審査基準	(1)資料の保存に影響を及ぼさないこと。(2)現に資料が展示されていないこと。(3)著作権がある資料については、著作権者の承諾を得ていること。(4)館長が特別利用をすることを適当と認めること。
標準処理期間	標準処理期間 10日間 標準処理期間を設定できない理由